

確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）

抄

（第三十九条関係（平成十七年四月一日施行））

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第二百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 五（略）</p> <p>第二百十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 五（略）</p>	<p>第二百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 五（略）</p> <p>第二百十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 五（略）</p>